

# 令和4年度事業の行政評価

事業名	生活困窮者への支援	所管	健康福祉部 生活援護課
-----	-----------	----	----------------

## 事業概要

基本計画の位置付け	政策	13	誰一人取り残されることのない支援体制を構築する
	施策	35	生活に困窮している人の自立に向けた支援の充実
	区政運営	—	—
根拠法令等	生活困窮者自立支援法、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給要領		
個別計画等	—		
予算科目	款 7 項 1 目 4 事務事業 2 事業 自立支援		
対象者	区内在住の生活困窮者	事業方式	一部委託
目的(効果)	生活困窮者に住居確保給付金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(以下「自立支援金」という。)を支給し、経済的に生活基盤を支えることで就労活動の機会を確保し就労自立を支援する。		事業の始期-終期 開始 ①平成27年度②令和3年7月 終了 ① — ②令和5年3月
実施内容(4年度)	① 住居確保給付金(住居を喪失するおそれのある世帯に原則3ヶ月の家賃相当を支給する)最大12ヶ月の支給が可能(継続支給終了後の特例再支給を含めると最長15ヶ月) ○ 支給決定件数 新規:314件 延長:183件 再延長:153件 再々延長:0件 特例再支給:315件 計:965件 ② 自立支援金(社会福祉協議会事業である緊急小口資金等特例貸付の利用ができない低所得者世帯等に原則3ヶ月間の支援金を支給する)初回、再支給で最長6ヶ月の支給が可能 ○ 支給決定件数 新規:271件 再支給:277件 計:548件		

## 事業のコストと人員

(金額単位:千円、( )内は対前年度比増減率で単位:%)

	2年度	3年度	4年度	
事業のコスト(C-D)	176,726	△ 165,956	415,117	(△350.1)
支出(C=A+B)	677,055	899,466	820,085	(△8.8)
事業費(A)	629,564	839,413	757,141	(△9.8)
人件費(B)	47,491	60,053	62,944	(4.8)
収入(D)	500,329	1,065,421	404,968	(△62.0)
従事職員数				
常勤職員	5.5人	7.5人	8.0人	
短時間勤務職員	0.0人	0.0人	0.0人	
会計年度任用職員等	1.0人	0.0人	0.0人	
計	6.5人	7.5人	8.0人	
事業のコストの説明				
主な内訳(4年度)				
①住居確保給付金 委託料:42,918千円、扶助費:165,697千円 ②自立支援金 役務費(人材派遣):36,016千円、扶助費:140,020千円				
主な増減(3年度から4年度)				
住居確保給付金、自立支援金ともに支給決定件数が減少したため。				

## 事業の実績・効果

(実績の( )内は対前年度比増減率で単位:%)

指標	単位	2年度実績	3年度実績	4年度計画	4年度実績	
活動実績	①住居確保給付金支給決定件数	件	4,175	2,628	2,316	965 (△63.3)
	②自立支援金決定支給件数	件	—	1,683	1,012	548 (△67.4)
単位コスト	住居確保給付金・自立支援金の支給決定にかかる1件あたりのコスト(委託料/件数)	円	2,201	1,650	2,761	7,092 (329.8)
事業の効果	住居確保給付金・自立支援金支給中に常用就職の届出があった件数	件	130	213	—	122 (△42.7)
ユーザー視点	窓口利用者アンケートに協力いただいた方の内、満足と回答した割合	%	—	100	—	97 (△3.0)

### 有効性(活動実績分析)、効率性(コスト分析)、適正性(適切性・必要性)

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、生活困窮した方へ就労自立に向けた支援を継続してきた。社会活動の制限緩和に伴い、雇用状況にも改善がみられ支給決定件数は減少傾向であったが、常用就職した割合は増加しており、就労に向けた臨時的支援としての役割は果たせた。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が継続する予測をしたため、事業の計画と実績の差異が単位コストの増加に反映されたものである。

## 次年度予算編成に向けた評価

【事業の方向】	【理由】
継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住居確保給付金、自立支援金とも新型コロナウイルス感染症の拡大の影響下においても、安定的な住まいの確保や就労自立のための支援を実施してきた。</li> <li>○ 自立支援金は令和4年度で終了したが、令和5年度は住居確保給付金の対象要件等の見直し等により、制度の説明や確認すべき要件など、一人ひとりにあった相談機能の充実が求められる。</li> <li>○ 今後は生活困窮者自立支援のしくみの中で、これまでよりも自立相談支援の充実を図りながら、就労支援などの事業との一体的な実施により、効果的な生活困窮者支援に努めていく。</li> </ul>